

# 川崎認定保育園就労証明書・就労状況申告書FAQ

○様式について		
No	質問	回答
1	記入誤りをしたが、どのように訂正すればいいですか。	誤った箇所を二重線で消し、書き直してください。修正液や消せるボールペン等は使用しないでください。
2	和暦と西暦どちらで記入すればいいですか。	どちらでも構いません。
○就労者について		
No	質問	回答
1	就労先の採用日は4月1日ですが、実際に就労を開始したのは4月5日の場合、就労年月日はどちらを記入すればいいですか。	採用日である年4月1日をご記入ください。
2	就労年月日について、就労開始日から就労形態が変わった場合(アルバイトから正社員等)は、どのように記入すればいいですか。	就労形態が変わった日を記入してください。ただし、就労条件(就労日数・就労時間等)が変わらない場合は当初就労を開始した日を記入してください。
3	就労年月日について、育児休業から復帰した場合、復帰日と当初就労日どちらを記入すればいいですか。	当初就労日をご記入ください。
4	就労年月日について、試用期間(見習い期間)の場合、試用期間開始日と正採用日どちらを記入すればいいですか。	試用期間開始日をご記入ください。
5	就労形態が派遣であるが、事業所は派遣元と派遣先どちらを記入すればいいですか。	どちらでも構いません。
6	現在出向中であるが、事業所は出向元と出向先のどちらを記入すればいいですか。	どちらでも構いません。
7	就労者が転居する予定ですが、転居前後どちらの住所を記入すればいいですか。	就労証明書作成日時点での住所をご記入ください。
8	住民票上の住所と実際の居住地が異なる場合(単身赴任等)はどちらの住所を記入すればいいですか。	実際の居住地をご記入ください。
9	月の途中で休職(産休・育休・病休等)に入った場合、就労実績はいつ時点の分を記入すればいいですか。	休職に入る前の月まで記入してください。 例)6月15日休職→5月までを記入

10	育児休業中であるが、4月から入園する場合、いつまでに復職しなければならないですか。	4月末日までに復職する必要があります。
11	産休・育児期間が未定(復職日が未定)の場合、どのように記入すればいいですか。	予定の期間をご記入ください。
<b>○勤務時間・勤務日数について</b>		
No	質問	回答
1	勤務形態がシフト制であるため、就労日数・就労時間が不規則であるが、どのように記入すればいいですか。	就労時間合計÷就労日数などの平均的な就労日数・就労時間をご記入ください。
2	月によって就労日数・就労時間が異なるが、どのように記入すればいいですか。	年平均でご記入ください。
3	就労日数・就労時間が保育要件(月の就労時間が64時間以上)を満たさない月がある場合、どのように記入すればいいですか。	雇用契約上の就労日数・就労時間をご記入ください。
4	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で就労日数が減少しているが(休業中も含む)、就労日数・就労時間についてどのように記入すればいいですか。	雇用契約上の就労日数・就労時間をご記入ください。なお、勤務実績については実際の就労日数をご記入ください。
5	育児短期間勤務制度を利用している場合、就労時間はどのように記入すればいいですか。	育児短期間勤務制度利用時の就労時間をご記入ください。
6	雇用契約時間以外に残業している場合、勤務時間に残業を含めてもよいですか。	雇用契約上の勤務時間をご記入ください。残業時間は含めないでください。
7	在宅勤務ですが、就労時間はどのように記入すればいいですか。	在宅勤務についても就労期間に含めてご記入ください。
8	9時から17時までの勤務で1時間休憩がありますが、何時間の就労になりますか。	休憩時間を含めないため、7時間の就労となります。
9	勤務日数は有給休暇の日数も含まれますか。	給与が支給される日が対象となるため、有給休暇の日数も含まれます。
<b>○就労状況申告書について</b>		
No	質問	回答
1	対象となる雇用形態は何ですか。	自営業(親族経営、フリーランス等を含む)です。

2	添付書類は何がありますか。	「直近の確定申告書」、「営業許可書」「開業届」等の自営を証明するもの(いずれも写しで可)です。
3	「確定申告書」、「営業許可書」「開業届」いずれも手元にない場合はどうすればいいですか。	事業計画書やパンフレット等の自営がわかる書類を提出してください。
4	会社役員の場合(親族経営等も含む)、「就労証明書」と「就労状況申告書」どちらが必要になりますか。	就労先から給与の支給があれば「就労証明書」、自身が事業主となる場合(給与が発生しない場合)は「就労状況申告書」をご提出ください。
<b>○その他</b>		
No	質問	回答
1	きょうだい川崎認定保育園に入園する場合、就労証明書はそれぞれ必要になりますか。	きょうだい別々の川崎認定保育園に入園する場合はきょうだいそれぞれで必要(1枚目は原本2枚目以降は写しで可)となります。同じ認定保育園に入園する場合は1枚のみで問題ありません。
2	認可保育園に通っているきょうだいがあり認可保育園用の就労証明書を提出済だが、川崎認定保育園用の就労証明書が新たに必要となりますか。	認可保育園用の就労証明書の写しで構いません。(新たに川崎認定保育園用の就労証明書をご用意いただく必要はありません)
3	施設等利用給付認定申請(無償化の申請)で就労証明書を提出済だが、川崎認定保育園用の就労証明書が新たに必要となりますか。	川崎認定保育園用の就労証明書の提出は不要です。
4	就労先が変更となったが、新たに就労証明書が必要となりますか。	現在の就労先から就労証明書を取得してください。
5	契約期間について、期間の定めがある場合、期間経過後は再度就労証明書の提出は必要となりますか。	契約を更新された際に再度提出をお願いいたします。
6	就労証明書の取得にはどれくらい時間がかかりますか。	就労先にご確認ください。就労先によっては証明書の発行に時間がかかることがありますので、余裕をもってご準備ください。
7	両親ともに共働きであるが、就労証明書は両親それぞれ必要となりますか。	両親ともに必要となります。
8	就労証明書の有効期間はいつまでですか。	直近2か月以内に取得したものが有効となります。 例)令和3年4月1日入園→令和3年2月1日以降に発行したもの
9	就労先が2か所以上の場合の就労証明書の提出はどうすればよいですか。	1か所のみだと就労の要件(月の就労時間が64時間以上)を満たさない場合は各々の就労先から発行してください。